

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和5年12月8日

四條畷市農業委員会議事録

令和5年12月8日(金)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	丸石 正、南野 靖博、西川 一也、北田 澄子 岡嶋 祐之、久門 廣美、林 秀一、村上 治 小林 克重、西尾 秀文、片下 周司、田中 邦明

2 本日の欠席委員

土井 一憲

3 本日の事務局職員

事務局長	西野 英晃
事務局主任	森 大和
事務局書記	久保 光希
事務局書記	衣笠 航平

4 本日の議案

日程第1 [議案第21号]	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出処理報告の件
日程第2 [議案第22号]	相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件
日程第3 [議案第23号]	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による意見聴取の件

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日の議事録署名者には、片下 周司委員と田中 邦明委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願ひ致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしくお願ひ致します。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第21号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出処理報告の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第21号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。

農地法第5条の届出とは所有者を変更し、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な届出になり、この届出を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。調整区域では大阪府の許可が必要になりますが、今回は市街化区域のため、許可ではなく、農業委員会への届出になります。

番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。

田原台4-17-3は田原小学校の南側付近です。

現況は、スクリーンのとおりで、転用目的は住宅の建築となっております。なお、地区農業委員の丸石委員、片下委員ともご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、5条の届出を受理いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員

この辺りはかなり昔に区画整理によって住宅街となったが、農地転用は必要なのか。

事務局書記

区画整理後に、買い手がなかったため農地として返還されていると思われる。今回は現況も耕作はされていないが、雑種地や宅地の利用もないので、いわゆる保全管理地のように利用され、農地法上の農地として手続きは必要となる。

議長

ほかにありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第2

議案第22号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第22号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。

この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。

番号1の場所については、位置図No2、3をご覧ください。

この案件につきましては、丸石委員が申請者であるため、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限がありますので、一時ご退席いただきます。

大字下田原280-1、281、1091、1094、1102-1、1102-2、1109は下田原集会所の北側付近、大字下田原1206は下田原集会所の南東側付近でございます。

現況は、スクリーンのとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

番号2と3については、親族同士で同じ地番であるので、まとめて説明します。

番号2、3の場所については、位置図No4をご覧ください。

南野6-622は旧四條畷東小学校の東側付近でございます。

現況は、スクリーンのとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

番号4の場所については、位置図No5をご覧ください。

南野6-623, 625-1, 626は旧四條畷東小学校の東側付近でございます。

現況は、スクリーンのとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第3

議案第23号

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による意見聴取の件

議長

議案第23号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局長

議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記

それでは、ご説明いたします。

この法律は自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興と健全な発展を計画的に推進することを目的とし、今回は令和5年2月21日付で策定した四條畷農業振興地域整備計画を変更するものです。計画書に関する詳細については、市民生活部の高山参事より説明いただきます。

市民生活部参事

それでは、議案説明の前に、委員の改選があったと聞いておりますので、下田原地区のほ場整備の事業化の状況を説明させていただきます。

事業の区域はスクリーンのとおりで、23haで来年度から大阪府が事業主体となり設計に入れるよう準備を進めています。

配布しておりますスケジュールをご覧ください。令和5年度に、換地の検討とありますが、換地とは整備したときに道路と水路が現状より多くできるので、農地の形も必ず変わりますので、今ある農地が移動した先や移動させる行為を言います。誰がどこに行くのかというのは特に意見が出たり関心が高いので、時間のかかる部分になりますが、その意見をまとめるのに検討委員会を地域で設立し、先日第1回目の会議を実施しました。

また、土地改良法の手続きも行政と地元一体で進めております。手続きが順調にいけば、令和6年度に事業が採択され、設計などに着手でき、おおむね令和11年度の6年間でほ場整備を予定しています。

では、現状の説明は以上として、整備計画の説明をさせていただきます。ほ場整備を実施するにあたり、農用地区域を設定する必要があります。指定の範囲はスクリーンの部分で、昨年度すでに指定している部分に今

回、追加するための計画変更となります。整備範囲を2回に分けた理由は、昨年度、基本設計をするにあたって国費の執行が必要になりその条件として農用地区域を指定がありました。そこで、その時点で確実にほ場整備に参加する熟度の高い地域のみ先行して農用地区域を指定しました。同時に他の地域にも地元の役員から所有者へ意向を確認し、今回の追加分の指定範囲が決定しました。以上で説明を終了します。

議長

ただいま事務局などから説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員

指定の範囲外は現況のまま残すのか。例えば、指定地の真ん中に空白があるが工事の影響はどうするのか。

市民生活部参事

空白地は地目が山林で所有者が農業者ではないので、ほ場整備の事業範囲には入りますが、事業後に農地として返還できないので、農用地区域を指定していません。

林委員

例えば、この後に追加してほしいという声があった場合はどうするのか。

市民生活部参事

事業の要件が煩雑で中間管理機構への貸付など手続きに時間がかかり、工事の着手が後ろ倒しになり地区の不利益につながることから原則お断りします。

議長

ほかにありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会
はこれをもって閉会とします。

午後2時30分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長)会長

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 書記